

別記様式（第5関係）

会議録

会議の名称	平成22年度第2回 西東京市農業振興計画推進委員会
開催日時	平成22年10月14日（木曜日） 10時00分から11時30分まで
開催場所	保谷庁舎 2階第1会議室
出席者	委員：原委員、小澤委員、荒木委員、原島委員、中谷委員、貫井委員、 村田委員、大谷委員、佐藤委員、櫻井委員、吉川委員 事務局：宮寺部長、宮坂局長、江澤
欠席者	なし
議題	(1) 平成22年度主要事業実施状況等について (2) その他
会議資料	資料1 平成22年度主要事業実施状況等について 資料2 農地利用状況調査 資料3 都市と農業が共生するまちづくり事業 資料4 認定農業者 資料5 都市農業経営パワーアップ事業 資料6 援農ボランティア 資料7 農家と市民の交流の促進事業 1 親子で野菜づくりにチャレンジ 2 市内農業景観散策会
会議内容	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
<p>○事務局：</p> <p>平成22年度第2回の推進委員会を開催いたします。</p> <p>本委員会につきましては、任期満了後初めての委員会となりますので、委員長、副委員長が選出されるまで事務局が進行させていただきます。</p> <p>（部長挨拶） （委嘱状の交付） （各委員自己紹介）</p> <p>それでは、議題に入る前に、本委員会を進行するにあたりまして委員長、副委員長の選出を行いたいと思います。まず始めに委員長につきまして、自薦他薦につい</p>	

てお伺いをいたします。

(立候補者無し)

それでは、事務局側から提案をさせていただきます。本計画の前期におきまして、委員皆様からいただいたご意見を的確にまとめられ、この度の中間の見直し作業におきましても多分にご尽力頂いております、東京農業会議事務局長 原修吉様に改めて、委員長をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(全員賛成)

それではよろしくお伺いをいたします。引き続きまして、副委員長につきまして自薦他薦についてお伺いをいたします。いかがでしょうか。

(立候補者無し)

それでは会長と同じく事務局側から提案をさせていただきます。本計画前期におきまして、原委員長とともにご尽力を賜りました、東京みらい農業協同組合保谷地区そ菜出荷組合長 櫻井正行様に、改めて、副委員長をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(全員賛成)

(委員長、副委員長挨拶)

○委員長：

それでは、議事に入ります。議題1「平成22年度主要事業実施状況等について」事務局の説明をお願いします。

○事務局：

(配布資料の確認)

資料1～7の説明

○委員長：

平成22年度主要事業実施状況等についてご説明いただきました。これまでの説明いただいた中で、ご意見やご質問ございましたらよろしくお伺いをいたします。

○副委員長：

市民農園についてですが、振興計画や推進委員会の議事録等を見ていただいてもいいですが、市民農園については、あまり推進していく方向ではないと私どもは挙げているわけです。その中で、来年度開園予定の40区画が、なぜ行政側としてこういうのが出てくるのか。市民農園については、費用対効果を含めて、きちっと明示していただいて各委員の判断を仰ぎたいような問題点があるわけです。ですから、私ども推進委員会と、逆の方向性を行政側が取るということについて、行政側から

説明を受けたいのです。事務局お願いします。

○事務局：

西東京市の市民農園と体験農園の関係についてご説明させていただきます。市民農園とは、市街化農地を市が借り上げまして、これを区画割して自由に市民の方が利用しています。耕作内容については、利用者が自分なりにやってみて良いという制度になっております。

一方、体験農園は、園主さんが作付計画を立てまして、これに基づいて、種、肥料等すべて準備をして指導を行った上で栽培をしていきます。費用については、市民農園は現在のところ無料ですが、実費相当額ということで年間1,500円水道代等として負担金をいただいております。体験農園の利用料については、それぞれ園主さんの指導方法、内容等によって変わってきますが、概ね4万円から4万6～7千円ということになっております。

利用状況については、市民農園は現在4箇所ございますが、申込み倍率が概ね2倍～4倍強となっております。体験農園は、現在全区画埋まっております、倍率は1倍程度と認識しております。

副委員長からご指摘がございました市民農園についてですが、私どもと、認識部分に若干乖離があるように思います。市としましても、農業体験農園の重要性については重々鑑みておるところです。一方市民農園については、課題が確かにあると承知をしております。ただ、これを持ってすぐになくしてしまうというのは、現状ではニーズもありますし、できれば課題をクリアして行く事によってバランスを見て運営していければと思っております。マナー、意識計画等については、今年度より申し込まれた方から同意書を取っております。近隣の利用者、生活者に対して迷惑をかけた場合は利用を取り消すといった内容の同意書でございます。また、マナー啓発文書を、利用者全員に送付して対応しております。

市民農園というのは、どちらかと言うと単に土地を貸すという感覚です。その中で自由に野菜を作れます。農業体験農園というのは、農家の経営として、入園者に農業を教えながら一緒に作物を作っていくということですから、土地を貸しているだけか、農業経営の一環として行っているかというのが大きな違いになります。農業体験農園をもっともっと増やしていく方に政策を変えていった方が良いのではないかということですが、今日は、体験農園も市民農園もやっていらした委員がいらっしゃっています。農家としての感想があればお話をいただければと思います。

○委員：

私が運営していたのは、市民農園ではなく家族農園です。市民農園との違いは、

土地が生産緑地か生産緑地じゃないかという違いがあります。市民農園や家族農園をやっていると、農家からすれば最終的に相続が発生すれば売る土地と言うことになり、農地としての将来が全くないということだと思います。体験農園になっていすると、相続税の納税猶予等の適用が受けられますので、農地として次の代もその次の代も続いて行ける可能性があります。

○委員長：

運営してみてくださいでしょうか。

○委員：

体験農園の方が間違いなくいいです。

○委員長：

今度ここで市民農園を開こうとしているところは、宅地化農地です。宅地化農地の中で、手が余ったので今回市民農園にして行こうということですね。

○委員：

西東京市は一般の方に利用していただく農園の形として、市民農園、家族農園、体験農園があります。体験農園が一番新しい制度で、農地を残して行くためには一番いいのではないかという考え方を持っています。利用者からの利用料は水道代1,500円しかいただいていませんが、土地の所有者にとっては固定資産税を免除されています。利用料金は、地主さんには全く入ってこないのです。固定資産税が相殺されているのは大きなメリットです。家族農園というのは、制度上非常に大きな問題がありますが、行政の継続ということで続いており未だに存在しています。生産緑地でありながら一般市民に利用していただき、そこから利用料金をいただいているという制度です。この点が、市民農園と家族農園の大きな違いになります。体験農園については、1区画の利用料金が4万円以上ということです。

今回の事例を含めて、市民農園の需要というのは非常に大きいです。低価格ということもありますし、自分の自由に作りたいものを作れるからです。体験農園だと園主さんの指定した農産物を、園主さんの指導に従って耕作し、できあがったものを購入するという形になります。す。確かに、農地を管理維持していくところから行くと、体験農園が一番良くできていると思います。今回の事例は宅地化農地で、このまま放っておくと宅地化してしまいます。むしろ宅地化されるくらいなら、市民農園として利用した方が良いのではないかと思います。

もちろん体験農園ならさらに良いのですが、地主さんは体験農園を望まない

ということもありまして、その辺りの線引きはとても難しいと感じます。農業委員会の立場として前回は申し上げておりますが、市民農園の利用料金は適正にした方がよいと考えます。それから体験農園を、少なくとも1町1園は作るべきだと考えております。産業振興課でも努力しており、体験農園は現在4つありますが、5つめ6つめを模索しているところです。今回の場合は地主さんの希望、市民のニーズに従って、市民農園という選択をさせていただいた結果だと思えます。

○委員長：

市民農園は、市が借り上げて行うわけです。その時に往々にして問題が発生します。相続の際に、「なぜ、市に貸していたのに主たる従事者証明が出ないのか？なぜ、納税猶予適格者証明が出ないのか？」そういうトラブルが他市も含めて結構発生しています。いずれにしても宅地化農地であるならば、相続税納税猶予は使えないのだから、今の時期だけ農地として残っているが将来的な約束はほとんど何もないということです。副委員長のおっしゃっていることの大きな課題としては、市民負担は1,500円という少額であるが、実際は固定資産税の減免や役所の方々が携わっている経費等を計算したら、その農園には相当の経費がかかっているはずだということです。それに対して、農業体験農園では、農家が農業経営として行っているのだから、それを考えたら農業体験農園にシフトしていった方がいいのではないですかということだと思います。今はとりあえず宅地化農地だけは市民農園にするわけですが、今度の農地法改正の中には作業委託の話もありますし、また市内には農業体験農園が4つあるわけで、その入園者の方々は何年もやられていて技術もお持ちです。そういう方たちも活用しながら、宅地化農地の市民農園を生産緑地の追加指定に誘導し、行政や体験農園利用者の先輩方がどの程度のお手伝いができるかということも含めながら、農業体験農園に結び付けていくという形もあるのではないのでしょうか。杉並区の例ですが、ある農業体験農園は、市民農園で貸していた土地を、地主さんが高齢になったということもあって市から返してもらって、水道等の設備そのままに農業体験農園に移行していったという取り組みもあります。農業振興計画でもこういう提案をされているわけですから、そういう取り組みがあるかどうかというご意見いただけたらと思います。

○事務局：

今回の市民農園は、今年度作るということになっているのですが、実際には昨年度の時点で国の補助事業の中で、すでに予算化されている事業であり、市民農園ということで議決をいただいております。

○委員：

この事例に限って言えば、こちらの地主さんは、生産緑地は少ししかなく、宅地化農地がかなりありました。宅地化農地の生産緑地に隣接している部分はずでに追加指定を受けました。この市民農園になる部分に関しては、ちょっと場所が離れているのと、地主さんの意向もあり追加指定は受けませんでした。

○事務局：

市民農園、体験農園の関係ですが、政策的な部分に関しては委員の皆様は、ある程度方向性は同じだろうと思っております。事務局では、その意向を受けて政策誘導をしていきたいと思っております。ただ今回の市民農園については、政策誘導しても地主さんの事情、市民の希望等もありますので開園をするという方向です。今後は委員の皆様のご意見を集約した形で政策誘導して行くのと同時に、やはり基本的には園主さんの意向等の協力も必要ですので、政策的な部分については、委員の方々のご意見を尊重した形でまとめて市の方としても受けていきたいと考えております。

○副委員長：

私が申し上げたいのは、利用料の費用対効果です。利用料1,500円で、固定資産税の減免等などの経費がかかっているのに、効果が出てくるのは市民ニーズなど無形のものであります。果たして農への理解が深まるということは、全然ないでしょう。はっきり申し上げますと、この実例で、固定資産税の減免をいくら払うのですか。当委員会では市民農園について推進はしないと意見の集約ができていると考えます。この事案で、固定資産税の減免額はいくらになるのですか。

○事務局：

個別の案件の金額に対しては、この場では差し控えてさせていただきたいと思っております。

○副委員長：

宅地並み農地のわけですから、その固定資産税の減免というのは、その地主への市からの補助金という意味合いになってしまいます。地主さんが亡くなれば、税金を払うために売却するわけですから。いくら市民ニーズがあるからと言って、本当に農地を残そうとして考えている施策なのかということを確認したいです。

○委員：

私は4月から入ったので良く分からないのですが、この委員会では市民農園は止めるという方向性になっているのですか。

○委員長：

それぞれの委員さんの気持ちとしては違いがあるのかもしれませんが。私の感覚としては、農業振興計画でこれからの農業を地域で活性化させて行こうと考えた時、市民農園ではなくて体験農園の方が良いということについては一致していると思います。とは言え、今ある市民農園については、議会や行政の判断もあるから、今すぐ全部止めるということではありません。ただこれから開園する場合は、市民農園よりも体験農園の方に軸足を置くべきだという考え方では一致しているでしょう。しかし、市の方としては完全に否定はしていないのだから、市民農園でやりたいという話があれば、ニーズもあるし市民農園でも可であるという判断でしょう。副委員長のおっしゃることも分かります。市民農園に固定資産税の減免をするならば、農業体験農園にもっと補助してあげればいいじゃないかと、私個人としては思います。そして将来的には、現在市民農園になっているところに関しては、これからの仕組み等も説明し、今の農業体験農園の入園者、卒園者を活用して支援体制を整えて行きながら、体験農園にして行く形を進めていきたいと考えます。

それと委員からのお話にあった、生産緑地にしたくないという地主さんの意向というのは、二つの可能性があると思います。一つは、明日にでも売りたいからということではないでしょうか。それに対して税金を投下し設備を整えるのは、行政にも負担が大きいのではないかと思います。もう一つは、制度を誤解している可能性です。生産緑地の買取り申し出が30年経たないとできないから、相続が起きた時に自由になる土地を持っていないと困るという生産緑地法の間違った理解をしている方もいらっしゃるでしょう。その辺りの説明をしながら、行政の負担も軽減できるようにしていくというところで、今日のこの段階では落ち着かせるしかないと考えております。

○副委員長：

本委員会に相談もなしに、本委員会とは全然違う方向性を打ち出すことは、問題があるのではと感じます。

○事務局：

今までは、市民が気軽に農業体験ができる場所というのは限られており、議会での議決もあります。課題は課題として、各委員さんのご意見を尊重しながら、整理しながら進めていきたいと考えています。

○委員長：

一生懸命農業をやっている人にとっては、農業振興は重要です。今後制度改正によって、農家が自ら市民農園を開設できることとなります。農家が宅地化農地で市

民農園をやろうとすると、2～3万円程度の利用料を取らないとやっていけないわけ
です。一方で、市役所が1,500円で市民農園を開園するということは、明らかに一
生懸命農業をやろうとしている人の圧迫になっているのは事実です。こういう案件
では、まだ確定しない段階での説明をお願いしたいと思います。他に何かございま
しょうか。

○委員：

副委員長のおっしゃるように市民農園のデメリットがあるのは分かりますが、市
民農園を否定するものでもありません。議会でも、よく議員の方が市民農園の増設
を発言されています。それだけ市民の要望があるのだと思います。この委員会だけ
で市民農園を否定する意見を決めづらいのではないのでしょうか。議会などを含めて
市民農園の在り方を考えて行くべきではないのでしょうか。

○委員長：

それもひとつの意見だと思います。市民農園というのが、農業振興に結びつくの
かが課題だと思います。福祉でやられる分には構わないのです。農業振興の立場か
ら見たら、あくまでの一生懸命やってらっしゃる農業者の方々を応援する事業であ
るべきではないのでしょうか。その辺りも含めて検討していただければと思います。
他にございますか。

○委員：

都市と農業が共生するまちづくりモデルプランについてです。市民の側から見
ると、農業振興計画と共通する部分もあると思います。こちらの推進委員会の位置付
けを教えてくださいますか。連携などはあるのでしょうか。

○事務局：

西東京市の農業振興施策の背骨は、本委員会に間違いありません。まず、これが
基本になっております。この中の一環として、農地を保全していこうということが、
こちらの基本計画の中にも定められております。この農業振興計画の目的に合致す
るということで、この東京都の補助事業をお受けして現在進行しております。まち
づくり事業の推進委員としては、本委員会からもお一人の委員に出席していただい
ております。また、農業委員会の方にも、適時報告をしているという関係になってお
ります。

○委員：

市の方で振興計画を作られていて、それに則って市の中で農業と都市が共生する

まちをつくるには、こんなことがあったらいいなというイメージを作っていたのがモデルプランになります。それを実現するために、実際に誰がいつどの辺にこんなものが作ったらどうか、こんな仕組みはどうか等の具体的なことを計画する形になります。関連性はそういう形になります。

○委員：

前回の会議録を頂いているのですが、その中で後期5ヵ年計画の見直しの周知徹底ということで、説明をしていただきたいというお話がありました。それに対して、何らかの形で説明しますとなっていますが、それはどうなっているのでしょうか。

また、めぐみちゃんのキャラクターが入っているソフトについては、両方のJAさんと協議中ということですが、その後具体的に決まったことがあれば教えていただきたいと思います。

○事務局：

説明の方は、後日、日程調整させていただきたいと思います。

また、めぐみちゃんのソフトについてですが、未だ確定ではありませんが、めぐみちゃんが印刷されている資材、ダンボールやビニール袋等を作った場合の一定の補助金を考えております。対象者は、農業者個人、農業生産団体、市内で加工販売を行う事業所になります。現在、詰めの段階に入っております。

○委員長：

他に、特になければ、終了させていただきます。次回は2月中旬を予定しております。開催日については、改めまして再度ご連絡させていただきます。ありがとうございました。

閉会